

総務委員会 追加資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 第4庁舎利活用の方向性について

追加資料1 検討の具体的な内容について

追加資料2 新本庁舎整備に伴う本庁機能の集約について

総務企画局

令和6年5月23日

検討の具体的な内容について

1 令和3年8月 庁内利活用希望調査（第1回）

（1）利活用希望調査結果抜粋

	看護大学大学院 （サテライト）の設置 （健康福祉局）	休日急患診療所等 での活用 （健康福祉局）	子ども・子育て支援 事務処理センター等 の集約移転 （こども未来局）	総合教育センターの 移転 （教育委員会事務局）	埋蔵文化財の保存 管理・活用拠点 （教育委員会事務局）	上下水道局本庁 機能・事務所 機能再編 （上下水道局）
利活 用の 概要	看護大学大学院のサテライトの設置 （令和7年4月に開設予定）	老朽化が進む近隣の休日急患診療所等の代替施設としての活用	経費削減、業務効率化を図るため、2か所に分かれている委託業務を集約	本庁との近接による政策調整能力等の向上を図るため、研修・研究機能を移転	埋蔵文化財等の保存管理、整理、調査研究、講座等の活用事業、学校教育と連携した教育普及活動等の実施	災害対応能力の強化等を図るため、上下水道局本庁機能及び周辺事務所機能の再編整備
検討 事項	学生が通いやすい適地の検討等	コロナ終息後の市民の受療行動や、災害時における役割などを踏まえ検討	国の動向等により業務が流動的であり、必要規模の整理等が必要	必要となる面積や移転の効果について整理等が必要	活用を見据えた保管場所の整理等が必要	機能再編等による効果について整理等が必要

（2）候補の選定における検討の視点

- ①必要性（第4庁舎への機能設置・移転の必要性）
- ②緊急性（設置・移転についてのスケジュール、時間的制約等）
- ③効率性（移転・改修費用に応じた効果等）

（3）経過

・上記の視点で検討を行い、上下水道局案件を中心に、以下の内容について検討を実施した。

- ①**単体の機能による整備もしくは複合化の検討**：現状の建物を最大限活用するのか、また、建替して複合化を行うのかなど複数のパターンについての検討
- ②**整備に関する費用の検討**：複数のパターンに関する費用の検討
- ③**施設の移転等に伴う関係法令等の確認**：用途変更に伴う建築基準法関係の確認など
- ④**関係団体との連絡・調整**：関係団体との整備内容等についての協議など
- ⑤**スケジュール調整等**：新たな機能に関する基本計画の策定状況を踏まえたスケジュール調整など

・一方で、この間の物価高騰（★）の影響を見極める必要が出てきたことなど様々な状況変化により、上下水道局から利活用希望の取下げがあり、上下水道局案件以外で検討調整のやり直しが発生し、最終的に方向性の決定には至らなかった。

（★）：建設工事費デフレーター【総合建築】 令和2年度→令和3年度 約5%上昇、令和3年度→令和4年度 約6%上昇

検討の具体的な内容について

2 令和5年10月 庁内利活用希望調査（第2回）

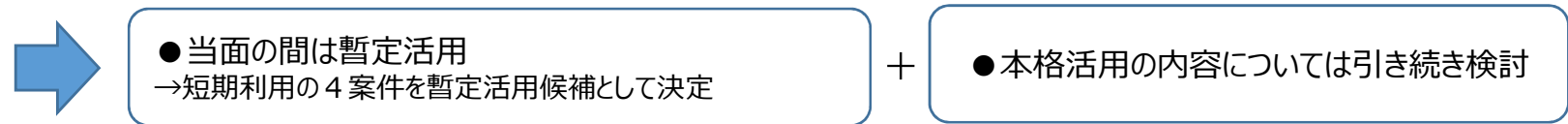
（1）利活用希望調査結果抜粋

	文書主管課保存文書一時保管・電子化作業スペースの設置 （総務企画局）	公文書館保存文書の一時保管場所の設置 （総務企画局）	戸籍住民サービス課マイナンバーカード担当執務室の移転 （市民文化局）	若者文化創造発信拠点（カワサキ文化会館）の移転 （市民文化局）	子ども発達・相談センターかわさきの集約移転 （健康福祉局）	看護大学大学院校舎・看護大学講義室の確保 （健康福祉局）	選挙物品の保管場所の移転 （川崎区役所）
期間の希望	短期	短期	長期 ※短期も可	短期 ※取下げ	長期 ※取下げ	長期	長期 ※短期も可
利活用の概要	・第3庁舎サーバー室の移転に伴う保存文書一時保管場所設置 ・保存文書のスキャン作業スペース設置	・公文書館保存文書一時保管場所設置	・マイナンバーカード担当執務室の民間ビルからの移転	・令和6年度末に閉鎖する施設からの移転	・2か所に分かれている相談支援機能と児童発達支援機能の集約	・令和7年度に民間ビルで開学予定の看護大学大学院校舎の将来的な移転 ・看護大学講義室の確保	・選挙物品の保管場所の設置

※ 上記の他、長期の希望3件

（2）利活用の方向性

- ・上記の利活用希望について、①必要性（第4庁舎への機能設置・移転の必要性）、②緊急性（設置・移転についてのスケジュール、時間的制約等）、③効率性（移転・改修費用に応じた効果等）の視点で検討を行った。
- ・第3庁舎サーバー室は、本庁舎完成後に順次移転予定であり、移転完了までに最長5年程度を要する。本庁舎移転後の現サーバー室は文書保管場所として使用予定であるが、移転完了までの間はその代替場所の確保が必要であり、これまで第4庁舎の活用も含めて検討してきた。
- ・第4庁舎を暫定活用することで、民間ビルや民間倉庫を借りる際に必要となる賃借料が削減され、コスト面で効果が期待でき、効率的である。
- ・一方で、本格活用（長期）については、各事業の必要性・効率性の検討など、整理すべき事項が多岐にわたり時間を要するため、引き続き検討を行う。



新本庁舎整備に伴う本庁機能の集約について

- 本庁機能（市の機能のうち、区役所、事業所等を除く機能）は、**公営企業、行政委員会を含めて**本庁舎、第3庁舎及び川崎御幸ビルに集約します。

	集約後の配置	移転時期
市長事務部局	本庁舎、第3庁舎、川崎御幸ビル	R5.10～R6.7
交通局、病院局	川崎御幸ビル	移転なし
上下水道局	第3庁舎	R5.11
人事委員会事務局	川崎御幸ビル	R6.2
教育委員会事務局	第3庁舎、川崎御幸ビル	R6.2～R6.7
選挙管理委員会事務局、 監査事務局	第3庁舎	R6.7

- 本庁舎整備に伴う集約前は、本庁機能として**8棟の民間ビルを賃借していました。**
（賃借料等計 約11億円／年）
 - ✓ 引き続き賃借する川崎御幸ビルの本庁機能部分（市税事務所を除く）の賃借料等は、約1億6千万円／年
 - ✓ 第3庁舎サーバー室移転完了までの最長5年程度は、JAセレサみなみビルも賃借を継続（賃借料等 約2千万円／年）
 - ✓ 本庁機能以外の市の機能については、現在も民間ビルを賃借しているケースがあり、今後も同様の可能性あり